

前回の研究会（10月27日）でご指摘いただいた主な点

- ・ 財政指標についてはなるべく地方公共団体の会計全体の収支が把握できるようにすることが基本の考え方ではないか。ただそれによって個別の会計の状況が見えづらくなる問題もあり、具体的な指標の検討にあたっては、会計を分けて考えることもあるのではないか。
- ・ プライマリーバランスを指標の中に入れることは考えられるか。
- ・ 地方公共団体本体と他の個別の特別会計の重要度は異なるので、個別会計ごとに見る場合でも、一般会計への影響が見えにくくならないような注意が必要ではないか。また、特定の会計だけの再生のスキームとなることで、自治と責任という観点が見えにくくならないようにすべきではないか。
- ・ 債権者から見れば一般会計も特別会計も1つの法人の会計ではないか。指標の捉える範囲についてもそのことに留意すべきではないか。
- ・ 民事再生の手続きを参考に、手続き開始の申し出やその決定、計画の内容の承認、執行の担保といった段階毎で、再生スキームを検討すべきではないか。
- ・ 再生計画の策定を義務づけても計画を策定しない状態が生じる可能性はあるが、その責任を住民に負わせるのは問題ではないか。
- ・ 勧告等の国の関与もある程度は必要だが、情報開示の充実、住民発意の手続き等を整備することにより、地方公共団体自らが軌道修正をしやすい仕組みを考えることもできるのではないか。

